

第3章

計 画 編

基本理念と目標

(1) 基本理念

大分市は、市の北部が別府湾、東部が豊予海峡に面しています。

西部は高崎山の山系、南西部から北東部に向かってはよろいがだけ鎧ヶ岳（野津原地域）、霊山・九六位山、さらにはもみのきやま縦木山（佐賀関地域）などの山系が連なっています。この山々からは、大野川、大分川の二大河川が、山間部や農地、市街地を通る間に様々な自然の姿を見せながら、海へと注がれています。

また、市街地周辺部には、丘陵地が広がり、ふるさとの里山景観として市民に愛され、親しまれています。

緑は、全ての生物が生きていくためのかけがえのない自然資源です。また、人のくらしの中でも、緑はレクリエーションや、やすらぎの場、地域の誇りとして、心身の健康増進に役立つとともに、自然災害などからも私たちを守ってくれます。

大分市緑の基本計画では、大分市の緑のあり方を「基本理念」として次のように定めます。

1) 大分らしさを活かした緑づくり

大分の山や丘陵地、街の中などの緑を守り、また、見直し、個性あふれる大分らしさを活かした緑をつくることを目指します。



大分スポーツ公園からの眺望

2) 人と自然が共生する地域づくり

動物も植物も、すべての生き物は自然の中の生命の一部です。そこで、生物多様性を確保し、緑や人、動物が共存・共生できる地域をつくります。



高崎山

3) 環境にやさしいまちづくり

環境にやさしい社会への転換が図られる中、地球温暖化防止、生物多様性の確保など地球環境に関する関心が高まってきています。

緑を守り、つくり活用することで、環境にやさしいまちをつくります。



緑地協定を結んだ団地

4) ゆとりと、うるおいのある生活空間づくり

将来に向けて、ゆとりと、うるおいのある生活の実現のため、緑あふれる都市空間をつくります。



緑のある都市空間

5) 安全・安心のまちづくり

土砂災害、洪水、火災の延焼防止や地震、津波等災害時の避難場所の確保など、緑の持つ防災機能を十分に活かした安全・安心のまちづくりを行います。



大分いこいの道

6) 市民参加の緑づくり

市民、NPO、事業者、行政が、緑について、共に考え、行動し、これからの大分の緑づくりに努めます。



民間団体による里山保全活動
(うーたの会)



民間団体による森林保全活動
(おおいた上野の森の会)

(2) 緑の将来像

大分市の将来の緑の姿を次のように設定します。

1) 緑の軸となる山間部の豊かな緑

大分市の緑の軸として、また貴重な生物の生息地として重要な緑です。



2) 身近に接することができる丘陵地の緑

里山景観を持った、市街地から身近に接することができる丘陵地の緑です。



3) ふるさとの農地景観

山地、丘陵地や河川と一体となって、ふるさとの緑となっている農地景観です。



4) さまざまな緑の空間を持つ河川軸

河川は多くの動植物の生息地であり、水とふれあうレクリエーションの場としても活用されるさまざまな魅力と役割を持つ緑の空間です。



5) 核となる公園・緑地

レクリエーションや防災、環境、景観形成など、さまざまな面で、地区の核となる公園・緑地です。



6) まちに広がる緑のネットワーク

山地、丘陵地や公園・緑地が、街路樹、河川、ため池の緑などでつながり、大分市全体で緑のネットワークがつくられています。



7) 花と緑で彩られた美しい市街地

公園や道路、住宅などに花や緑があふれ、市街地をあざやかに彩っています。

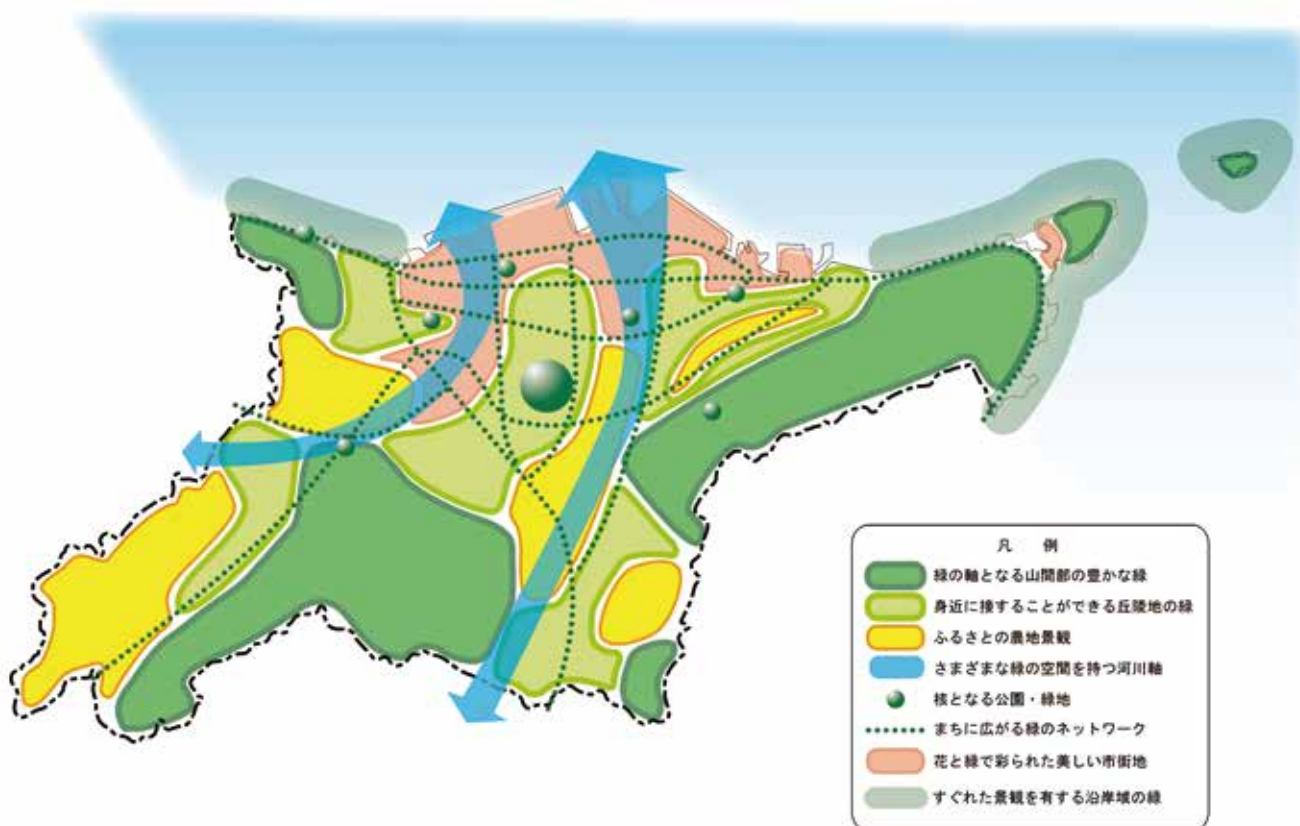


8) すぐれた景観を有する沿岸域の緑

海と山が織り成す、変化に富んだすぐれた緑です。



緑の将来像図



(3) 緑地の確保目標と緑化目標

「緑の将来像」の実現のため、ここで次の6つの項目について目標を設定します。

項目と指標

番号	項目	指標	内容
1)	緑地の確保目標 (市街化区域内) (50ページ)	緑地率(※) (市街化区域内)	市街化区域面積に対する都市公園、緑地協定地区、郷土の緑保全地区などの緑地面積の占める割合の目標
2)	都市公園の整備目標 (51ページ)	一人当たりの都市公園面積	都市公園の一人当たりの整備面積の目標
3)	公共公益施設の 緑化目標 (52ページ)	緑被率(※)	公共公益施設の敷地面積に対する、樹木や芝などで緑化された土地の面積の占める割合の目標
4)	市民の緑に対する 満足度の目標 (53ページ)	大分市民意識調査 (市民アンケート調査)	「大分市民意識調査」における「豊かな自然の保全と緑の創造」、「公園・緑地の保全と活用」に関する満足度(満足度平均スコア)の目標
5)	生物多様性確保に ついての目標 (54ページ)	緑地率(※) (市街化区域内)	市街化区域面積に対する都市公園、緑地協定地区、郷土の緑保全地区などの緑地面積の占める割合の目標
6)	市民の意識高揚の ための緑化目標 (55ページ)	苗木の配布本数 公園愛護会の結成数	市民の緑に対する意識高揚のための目標

※緑地率：全地面積に対する、緑地(22ページ参照)と位置づけられる区域の面積の占める割合。

※緑被率：植物の緑で被覆された土地、もしくは自然的環境の状態(水面含む)にある土地の割合。

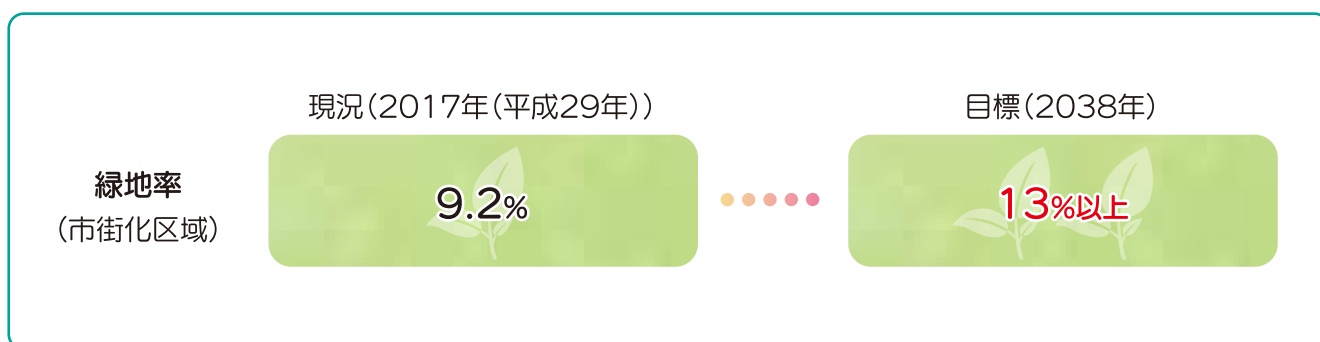
※1) 5) の指標は同じ

1) 緑地の確保目標

大分市の都市計画区域の現況緑地面積は25,367.9ha、緑地率(※)は68.1%です。また、市街化区域の現況緑地面積は、1,033.6ha、緑地率9.2%と増加傾向にありますが、市街化調整区域と比較すると少ない状況です。

そこで、都市計画区域全体における緑の確保を図りつつ、特に市街化区域では、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成に資する緑地の確保が必要であることから、官民の協働により緑豊かで快適な生活環境を創出するとともに、丘陵地の緑など多様な生物の生息・生育環境の保全に努めていくこととします。

市街化区域内では、今後も都市公園や公共施設緑地の整備、郷土の緑保全地区の指定、緑地協定の締結などにより緑地の確保に努め、緑地率を13%以上まで増やすこととします。



※緑地率：全体面積に対する、緑地（22ページ参照）と位置づけられる区域の面積の占める割合。



霊山からの眺望

2) 都市公園の整備目標

大分市の都市計画区域における一人当たりの都市公園面積(※)は15.0㎡です。この値は大分県の一人当たりの都市公園面積12.6㎡(2017年(平成29年)3月31日)、全国平均10.3㎡(2017年(平成29年)3月31日)を上回るものですが、近隣公園や地区公園などの身近な公園については、まだ少ない状況にあります。

そこで、大分市では公園の少ない区域などを中心に、都市公園の整備推進を図り、都市計画区域における一人当たりの都市公園面積を17㎡以上確保していくものとします。なお、将来は、20㎡以上の確保を目指します。



※一人当たり都市公園面積：都市公園面積を都市計画区域内人口で除したもの



大分城址公園

3) 公共公益施設の緑化目標

都市公園の緑被率(※)については、街区公園及び運動公園の平均が29.1%、近隣公園、地区公園などの都市公園の平均が65.6%となっていますが、各公園によって緑被率は低いものから高いものまでさまざまです。今後、都市公園の緑化目標については、各公園の利用状況や周辺環境などを踏まえ、街区公園及び運動公園は各公園で30%以上、近隣公園、地区公園などは、各公園で50%以上の緑被率を目標とします。

幹線道路は、街路樹の適切な維持管理に努めるとともに、緑化延長35%以上を目標とします。

公共公益施設の緑被率は、市の教育施設が11.6%、その他の市の公共公益施設が19.6%です。今後、これらの市が管理する公共公益施設については、市街地の緑化推進を図る上で先導的な役割を担うものであり、積極的な緑化を図ります。市の教育施設は、今後、長期に渡り施設の長寿命化工事を計画しており、これを実施する中、できる範囲で緑の確保に努め、中間目標12%以上、目標年次で15%以上を目指します。その他の市の公共公益施設は20%以上の緑被率を目標とします。

また、以下に掲げた緑化目標は大分市の目標値ですが、今後、国や県の公共公益施設についても、緑化推進のための協議を進め、公共公益施設全体の緑被率の向上を図ります。

《緑被率》	現況(2017年(平成29年))	目標(2038年)	
都市公園 (街区、運動公園)	全公園の平均 29.1%	各公園で30%以上	各公園の 目標
都市公園 (近隣、地区、総合、特殊、 広域、緑地、緑道、墓園)	全公園の平均 65.6% ※50%未満の公園あり	各公園で50%以上	各公園の 目標
幹線道路 (幅員16m以上など)	34.6%	35%以上	緑化 / 総 延長 / 延長
大分市の教育施設 (大分市教育委員会が 管理する教育施設など)	11.6% (全施設の平均値)	15%以上	全施設の 平均値
その他の大分市の 公共公益施設 (市役所、支所、消防署、保健所、公民館、 文化施設、医療福祉施設、保育所、処理場、 浄水場、斎場、調理場)	19.6% (全施設の平均値)	20%以上	全施設の 平均値

※緑被率：植物の緑で被覆された土地、もしくは自然的環境の状態(水面含む)にある土地の割合。航空写真を用いて計測。

ただし、幹線道路は、街路樹がある区間延長の幹線道路総延長に対する割合。



大手公園



弁天水資源再生センターの屋上緑化

4) 市民の緑に対する満足度の目標

2017年度（平成29年度）大分市民意識調査において、「豊かな自然の保全と緑の創造」に関する満足度は3.09、「公園・緑地の保全と活用に関する満足度」は3.10です。

大分市における自然の保全と緑の創造、公園緑地の適切な維持管理、活用を図り、質を高めることで、大分市の緑に対する市民の満足度向上を目指します。

市民意識調査における緑に対する満足度を把握し、満足度の向上を目指します。



※現況値は、2017年（平成29年度）大分市民意識調査の満足度平均スコア

大分市では、市政に対する市民のみならず率直なご意見をお聴かせいただき、今後の大分市のよりよいまちづくりの参考資料として活用することを目的に、大分市民意識調査を実施しています。

大分市民意識調査(アンケート)では、市民の皆様の満足度（満足5点、やや満足4点、普通3点、やや不満2点、不満1点）を集計し、満足度平均スコアを算出しました。

自然、緑、公園緑地等については、下記の施策項目について、満足、やや満足、普通、やや不満、不満の5択から満足度を選んでいただきました。

施策項目	目的・概要
豊かな自然の保全と緑の創造	生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。 また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。
公園・緑地の保全と活用	市民の健康維持やコミュニティ活動・文化創造活動・スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した利用しやすい公園・緑地の整備や維持管理に努めます。



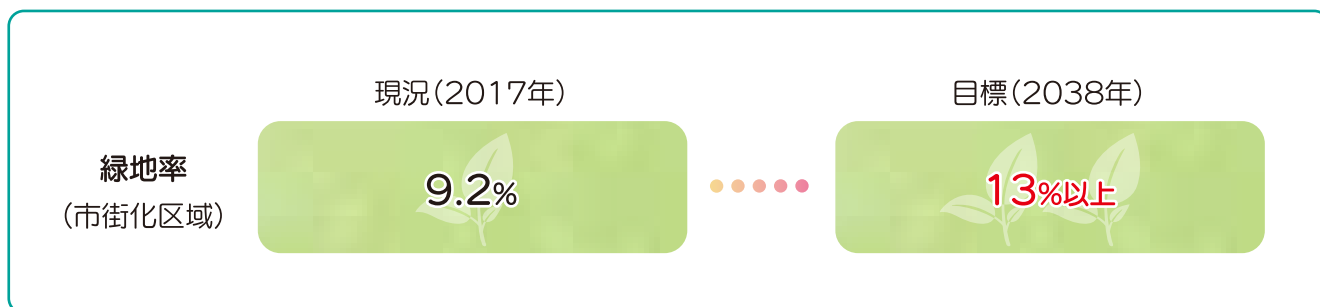
七瀬川自然公園

5) 生物多様性確保についての目標

生物多様性を確保するため、多様な生物の生息・生育環境の保全を図ることが必要です。

そのため、緑地率の増加を図り、多様な動植物の生息・生育環境を確保します。

生物多様性確保の目標は、特に生物多様性の確保が課題となる市街化区域を対象に、都市公園や公共施設緑地の整備、郷土の緑保全地区の指定、緑地協定の締結などにより緑地の確保に努め、緑地率を13%以上まで増やすこととします。



目標は、1) 緑地の確保目標と同じ



市街地における貴重な緑
(上野の森と大分市街地)



オオイタサンショウウオ
(大分県提供)

6) 市民の意識高揚のための緑化目標

【「1人1本緑を植えよう、育てよう運動」の推進】

現在、大分市では、民有地の緑化について、身近に取り組むことができるよう、「1人1本緑を植えよう、育てよう運動」を推進しています。これは、市民一人ひとりが緑に関心を持ち、緑を植え、育てることで、緑を増やし、また、守る事を目標とするものです。

たとえば、一戸建て住宅に住んでいる人は、庭や玄関先などに1人1本の樹木や草花を植えることで、まちの中の緑を増やすことができます。また、アパートやマンションに住んでいる人は、ベランダや屋上、屋内などに1人1本の鉢植えなどを配置することで、まちの中の緑を増やすことができます。このように、民有地の緑化は、市民一人ひとりが主役となります。そのため、苗木配布、緑化イベントなどにより緑化を支援し、緑量を増やしていきます。

【「緑を感じるまちづくり運動」の推進】

「緑を感じるまちづくり運動」を推進し、特に緑の少ない市街地で緑地協定などの活用や、緑化助成事業などによる民有地の緑化支援を図り、緑を感じるまちづくりに努めていくこととします。

また、都市公園等においては、草刈や清掃などを市民と協働で行い、まちかどの緑を適切に維持管理する公園愛護会制度（※）を推奨し、緑を感じるまちづくり運動を推進します。

【目標1】

「1人1本緑を植えよう、育てよう運動」及び「緑を感じるまちづくり運動」の推進を行い、民有地の緑化支援と緑化啓発を図るため、年間1,000本以上の苗木を配布することを目標とします。

苗木の配布本数

年間1,000本以上

【目標2】

地域に密着した公園（緑）の維持管理を推進するとともに、市民が身近な緑の管理に携わる機会を創出し、緑に対する意識高揚を図るため、410団体以上の公園愛護会結成数を目標とします。

公園愛護会の
結成数

現況(2018年)

398団体

目標(2038年)

410団体以上

※公園愛護会：公園の清掃・除草活動等を行う自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織



植木造園展での苗木配布



緑地協定を結んだ団地

(4) 計画の基本方針

基本理念や目標を実現するために、次の4つの基本方針を定め、計画をつくり、さまざまな施策や事業を行っていきます。

1) 緑を守り、次代に残す

山や丘陵地、河川、緑地、公園など、現在市の軸となっている緑を極力残し、私たちの世代が引き継いだ貴重な財産を良い状態で、次の世代に引き渡していくこととします。



高崎山と田ノ浦ビーチ

2) 緑をつくり、増やす

緑豊かな山間部とは反対に、市街地やその周辺では緑は少ない状況にあります。そこで、緑の少ないところについては、効率的に、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の緑の役割を十分に活かした緑づくりを行います。

また、つくり、増やす緑は、大分らしさを活かした緑の空間となるよう創意工夫を行いながら、地域の特性に合わせた緑の拠点づくりを行っていくこととします。



大分駅南方の緑(大分いこいの道など)

3) 緑を活用する

これまで、つくり、増やしてきた既存の緑は、その役割を十分に発揮するように活用を図ります。

市民の多様化するニーズに応え、効果的で効率的な管理・運営を行い、緑の魅力や価値を高めていきます。



森林セラピー(高崎山)

4) みんなで考え行動する

緑の保全や緑化の推進、啓発活動などについて、市民・NPO、事業者、行政が協働で、緑を守り、育てるための体制づくり、また、緑の大切さを学び、広げるための場づくりを行っていくこととします。



市民育樹祭(大野川樹林帯)

2

緑の配置方針

緑の配置方針については、(1) 役割別緑の配置方針 (58ページ～) で、緑の持つ主な役割である環境保全、レクリエーション、防災、景観形成において、それぞれの役割ごとに市街地、郊外、山地等の地域別に緑の配置方針を定めます。

次に、上記の4つの役割別配置方針にもとづいて、(2) 総合的な緑の配置方針 (63ページ) を定めます。

- 1) 環境保全の役割における緑の配置方針 (58ページ)
- 2) レクリエーションの役割における緑の配置方針 (60ページ)
- 3) 防災の役割における緑の配置方針 (61ページ)
- 4) 景観形成の役割における緑の配置方針 (62ページ)

4つの役割別緑の配置方針にもとづき

大分市の総合的な緑の配置方針 (63ページ)

総合的な緑の配置方針を地区別にみると

地区別の緑の配置方針 (100ページ)

(1) 役割別緑の配置方針

1) 環境保全の役割における緑の配置方針

① 市街地

○市街地の緑化によるヒートアイランド現象の緩和

緑の少ない市街地においては公共施設や民有地、また、都市公園内の緑化を推進し、緑被率の向上を図ることにより、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

○多様な生物の生息・生育拠点となる緑地（拠点地区、回廊地区）の位置づけ

生物多様性の確保を図るため、多様な生物の生息・生育拠点となる緑地（拠点地区、回廊地区）を位置づけます。

② 郊外、山間部

○貴重な動植物の保全

高崎山周辺や高島には瀬戸内海国立公園、佐賀関半島には日豊海岸国立公園、野津原地区における神角寺芹川県立公園などが指定され、良好な環境が保全されています。

また、高崎山、九六位山、霊山、佐賀関半島、烏帽子岳などは貴重な動植物の生息地となっています。

生物多様性を確保するため、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地（中核地区）、及び回廊地区を位置づけます。これらの緑地は、保安林などと併せて積極的に保全します。また、周辺の緑地についてもまとまった量の緑地の保全を行います。

○緑との共生

上記以外の緑については、緑の保全や再生を行い、緑との共生を図ります。

○農地の保全

大野川、大分川沿いの平野部や、中山間部に広がる農地は大分市のふるさとの風景であるだけでなく、緑地としても大きな面積を占めています。これらの農地については「大分農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地として保全に努めます。

③ 河川、ため池など

○河川、ため池などにおけるさまざまな自然の保全

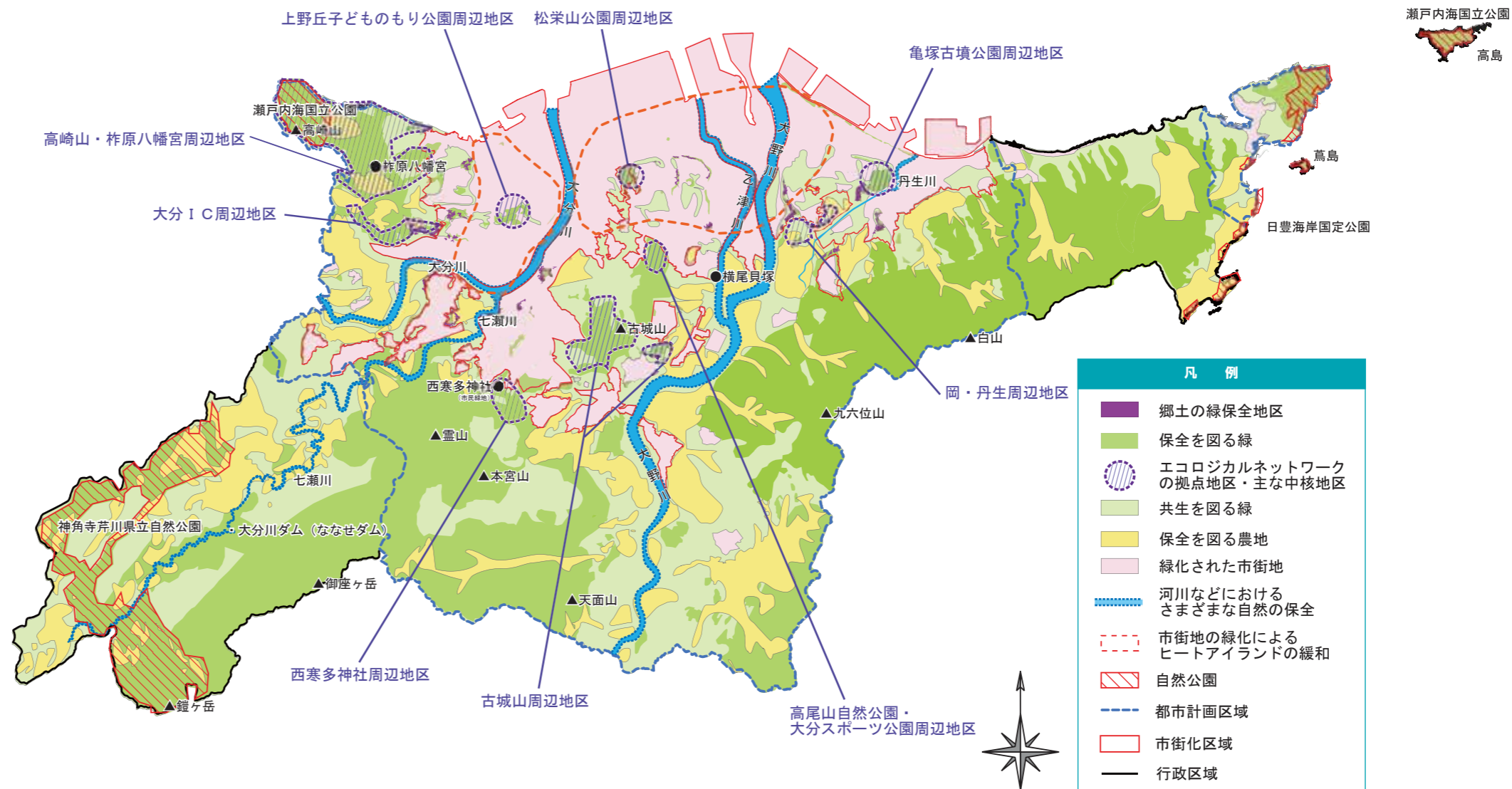
大分市を南北に流れる大野川、大分川は市内における水の軸となっています。また、河川沿いやため池などの周辺には豊富な緑があります。これらの河川は、動植物種の分布域、移動空間となる緑地（回廊地区）として位置づけ、関係機関と協力しながら、河川、ため池などにおける緑地の保全を行います。

④ エコロジカルネットワークの形成

○エコロジカルネットワークを形成する緑地の配置

生物多様性確保の観点から、拠点地区、中核地区、回廊地区となる緑地を位置づけ、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

拠点地区、中核地区は、多様な生物の生息・生育環境の保全を図る区域で、拠点地区は市街地に、中核地区は都市の郊外に位置づけます。河川や緑道等の既存の緑地は、中核地区と拠点地区を結ぶ動植物種の移動空間（回廊地区）に位置づけ、関係機関と協力しながら緑地の保全を行います。



エコロジカルネットワーク

拠点地区：市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地

（上野丘子どものもり公園周辺地区、松栄山公園周辺地区、亀塚古墳公園周辺地区）

中核地区：都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地

（高尾山自然公園・大分スポーツ公園周辺地区、古城山周辺地区、西寒多神社周辺地区、岡・丹生周辺地区、高崎山・杵原八幡宮周辺地区、大分IC周辺地区）

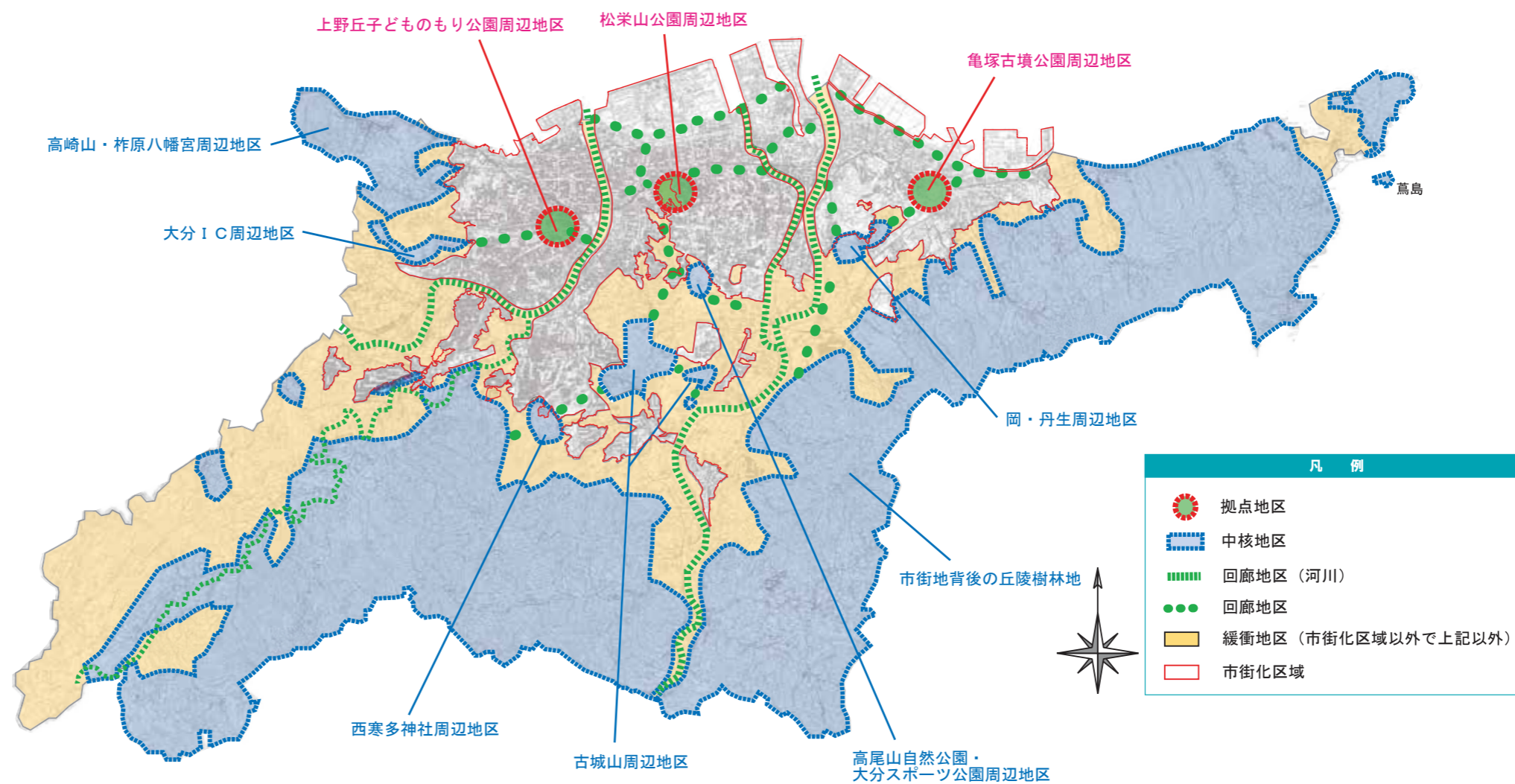
大分市におけるエコロジカルネットワーク形成の概念図

生物多様性確保の必要性

- 生物多様性とは、生物の多様性に関する条約（1993年（平成5年）12月29日発効）において、“すべての生物の間に違いがあること”と定義し、『生態系の多様性』、『種間（種）の多様性』、『種内（遺伝子）の多様性』という3つのレベルでの多様性があるとされています。
- 生物の多様性は人類の存続の基盤となっており、また、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えています。一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面しており、都市づくりを進める上で生物多様性の確保に配慮することが必要です。
- 都市の生物多様性を確保するためには、計画的に生物の生息・生育環境の創出、保全、再生及びネットワーク化を進めていくことが必要です。
- このような取組は都市の緑地の保全や緑化の推進と関連が深いことから、生物多様性へ配慮した施策展開を積極的に進めることが重要です。
- 今後、都市において生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量を確保するのみならず、動植物の生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワークの形成を通じて、動植物種の供給源となる都市の郊外の緑地から、動植物種が相対的に豊かでない市街地に動植物を誘導していく必要があります。

エコロジカルネットワークについて

- エコロジカルネットワークとは、野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海等）がつながる生態系のネットワークです。
- 緑地の孤立化は、動植物の個体間の交流を困難にさせるとともに、他の個体群との交流の機会を失わせ、繁殖に必要となる個体数が確保できなくなるなど、都市における動植物種の絶滅や減少、生物多様性の損失をもたらしています。
- 生物多様性確保の観点から、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区を適正に配置するとともに、それらの緑地による有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を通じて、都市における動植物種の円滑な移動を確保し、動植物の個体間の交流や他の個体群との交流の機会を積極的に確保していく必要があります。
- 計画的な緑地の保全を行う必要性から、“エコロジカルネットワーク形成の概念図”に示す、市街地及びその周辺エリアにある地区を、「緑の基本計画」に位置づけました。



エコロジカルネットワーク

- 拠点地区：市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地
（上野丘子どものもり公園周辺地区、松栄山公園周辺地区、亀塚古墳公園周辺地区）
- 中核地区：都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地
（高尾山自然公園・大分スポーツ公園周辺地区、古城山周辺地区、西寒多神社周辺地区、岡・丹生周辺地区、高崎山・柞原八幡宮周辺地区、大分IC周辺地区）
- 回廊地区：中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑地、緑道、斜面緑地等の緑地
- 緩衝地区：中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して、これらの地区が安定して存在するために必要な緑地を含む緩衝地帯

2)レクリエーションの役割における緑の配置方針

①市街地、郊外

○地区の特徴を活かした地区の拠点となる公園の整備
大分スポーツ公園を中心として拠点となるような特色のある公園の整備を図ります。

○身近な公園の整備

公園が少ない地域においては街区公園、近隣公園、地区公園といった身近な公園の整備を検討します。また、公園の魅力を高めるため、必要に応じて既存の公園の再整備を行います。

○都市公園の計画見直し

地域毎の人口・公園の整備状況などをふまえ、現在の都市公園の配置や内容などについて、市全体で総合的に見直しを行います。

○緑のネットワークの整備

幹線道路の街路樹を連続的に配置し、緑のネットワークの整備を行います。

②山間部、中山間部

○自然公園の維持

貴重な動植物の生息が確認されるとともに、景勝地ともなっている瀬戸内海国立公園や日豊海岸国立公園などの自然公園区域については、関係機関とともに適正な維持管理を図り、自然とふれあうことのできるレクリエーションの場として活用します。

○緑と一体になった施設の整備

緑と触れあうことのできる体験の場や自然環境を活かしたレクリエーション施設、ハイキングコースなどの整備を行います。

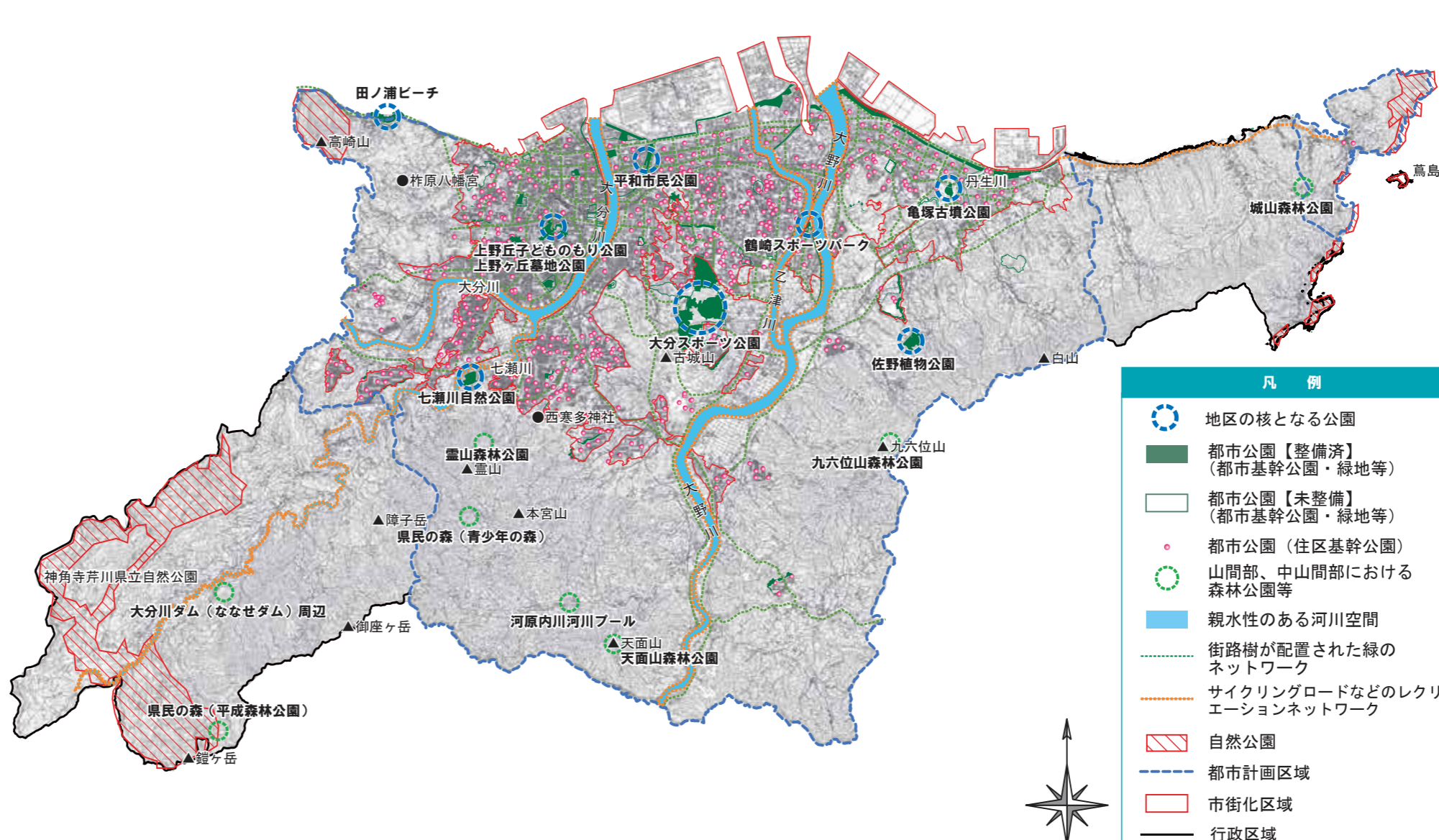
また、すでに整備されている自然環境を活かしたレクリエーション施設、ハイキングコースなどについては、施設の老朽化に伴う再整備や、自然を活かしたさまざまなレクリエーション活動の場として対応できるよう、必要に応じて検討を行います。

③河川、ため池など

○親水性のあるレクリエーション施設の整備

大野川、大分川をはじめとする河川は、市内における水と触れ合える貴重な場であり、また、さまざまな生物の生息地でもあります。このため、河川におけるさまざまな自然を活かし、関係機関と協力して、河川と一体となって親水性を持った公園や緑地の整備を行います。

また、河川沿いに計画されている緑地の整備を検討します。



凡例	
	地区の核となる公園
	都市公園【整備済】 (都市基幹公園・緑地等)
	都市公園【未整備】 (都市基幹公園・緑地等)
	都市公園(住区基幹公園)
	山間部、中山間部における 森林公園等
	親水性のある河川空間
	街路樹が配置された緑の ネットワーク
	サイクリングロードなどのレクリ エーションネットワーク
	自然公園
	都市計画区域
	市街化区域
	行政区域



3) 防災の役割における緑の配置方針

①市街地、郊外

○身近な避難場所となる公園の整備

現在、公園が少ないと考えられる地域においては、未整備公園の整備促進や新たな公園整備の検討を行います。

○公園等における防災機能の充実

公園等については、防災面にも配慮した緑化を行います。また、地区の核となる公園等について、防災機能の充実を検討します。

○延焼防止や家屋の倒壊防止効果のある街路樹の整備

幹線道路の緑化を行い、火災発生時における延焼火災の防止及び地震等における家屋の倒壊防止を図ります。また、工業専用地域、工業地域周辺における緩衝緑地の保全に努めます。

②山間部

○地すべり危険箇所の緑化、緑の保全による災害防止

地すべり危険箇所においては、保安林や特別緑地保全地区などの指定等により樹木の伐採を制限し、地すべり発生の危険性を減らすことで、災害の防止に努めます。また、保水機能を持つ森林を保全することで、水害の防止に努めます。

○人為的要因による森林火災の防止

人為的要因による森林火災等を防止するため、適切な啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

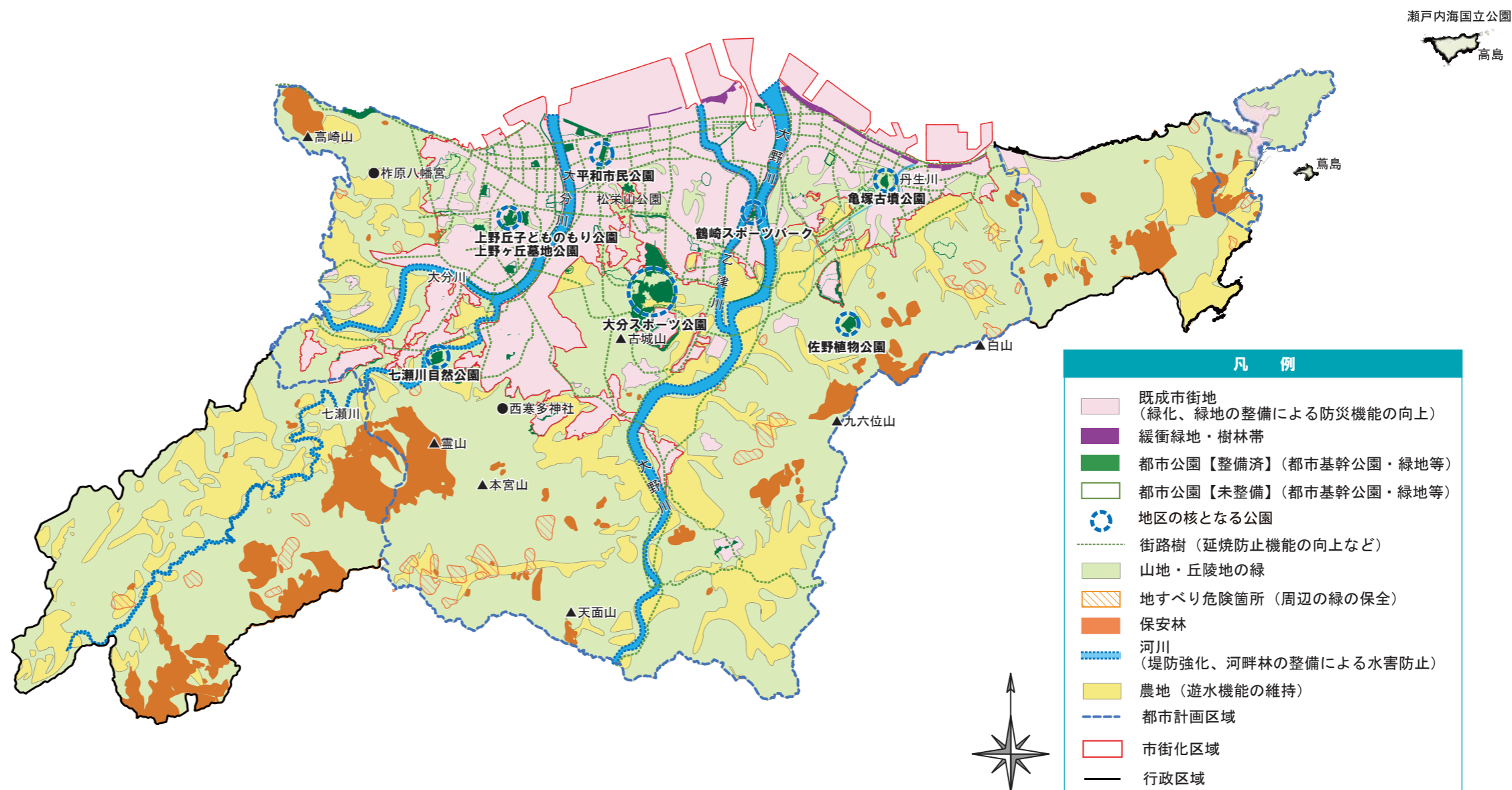
③河川、ため池など

○堤防の緑化による水害の防止

大野川、大分川をはじめとする河川は、水害のおそれがあります。河川からの越水による水害防止や被害軽減を目的として、関係機関と協力して樹林帯の保全や河畔林の保全、整備を行い、堤防機能の強化を図ります。

○遊水機能を持つ河川沿いの農地の保全

河川沿いに広がる農地は、降雨時における雨水を一時的に貯留し、洪水を防止する遊水地としての機能があります。このため、農地の保全を図るとともに、農業や緑とふれあえる環境の整備を図ります。



4) 景観形成の役割における緑の配置方針

①市街地

○街路樹などの整備

市内の幹線道路について、街路樹などの整備を行うことにより、各地区の公園や主要施設を結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。また、沿道施設についても民間の協力を得ながら積極的に緑化を図り、うるおいのある沿道景観や緑の市街地を形成します。

○都市公園内の緑化

都市公園内の緑化を推進し、緑豊かな景観をつくります。

○街路樹、公園等の緑の維持管理

既存の街路樹は、適切な維持管理によって、倒木・枝折れなどによる事故を未然に防止し、樹木の健全な育成を図ります。

公園、公共施設等の緑は、安全性、多様な生物の生息・生育環境の保全、防犯性、維持管理費等を考慮した適切な維持管理を行うとともに、緑豊かな景観をつくります。

②郊外

○特徴ある景観の保全

リアス式海岸など特徴的な景観を有する日豊海岸国立公園などの自然公園区域については、関係機関とともに保全を図ります。高田輪中地区（鶴崎地区）、野津原の今市地区など、伝統的で特徴ある景観を緑と一体になって保全を図ります。

○社寺林の保全

大分市には柞原八幡宮、護国神社をはじめとして社寺林を持つ多くの社寺があり、地域の特色ある景観となっています。これらの社寺林の中には大分市名木保存条例によって指定されているものもあり、今後も指定拡大も含めて保全を図っていきます。

○傾斜地における緑化

傾斜地など、山地・丘陵地と市街地が接する縁辺部においては、緑地の保全や住宅団地などにおける緑化推進を図ることにより、市街地部から郊外方向を望んだ際の景観保全などを行います。

○農地景観の保全

まとまりのある河川流域の農地や野津原地区の棚田など、地区ごとに個性ある農地景観の保全に取り組みます。

③山間部

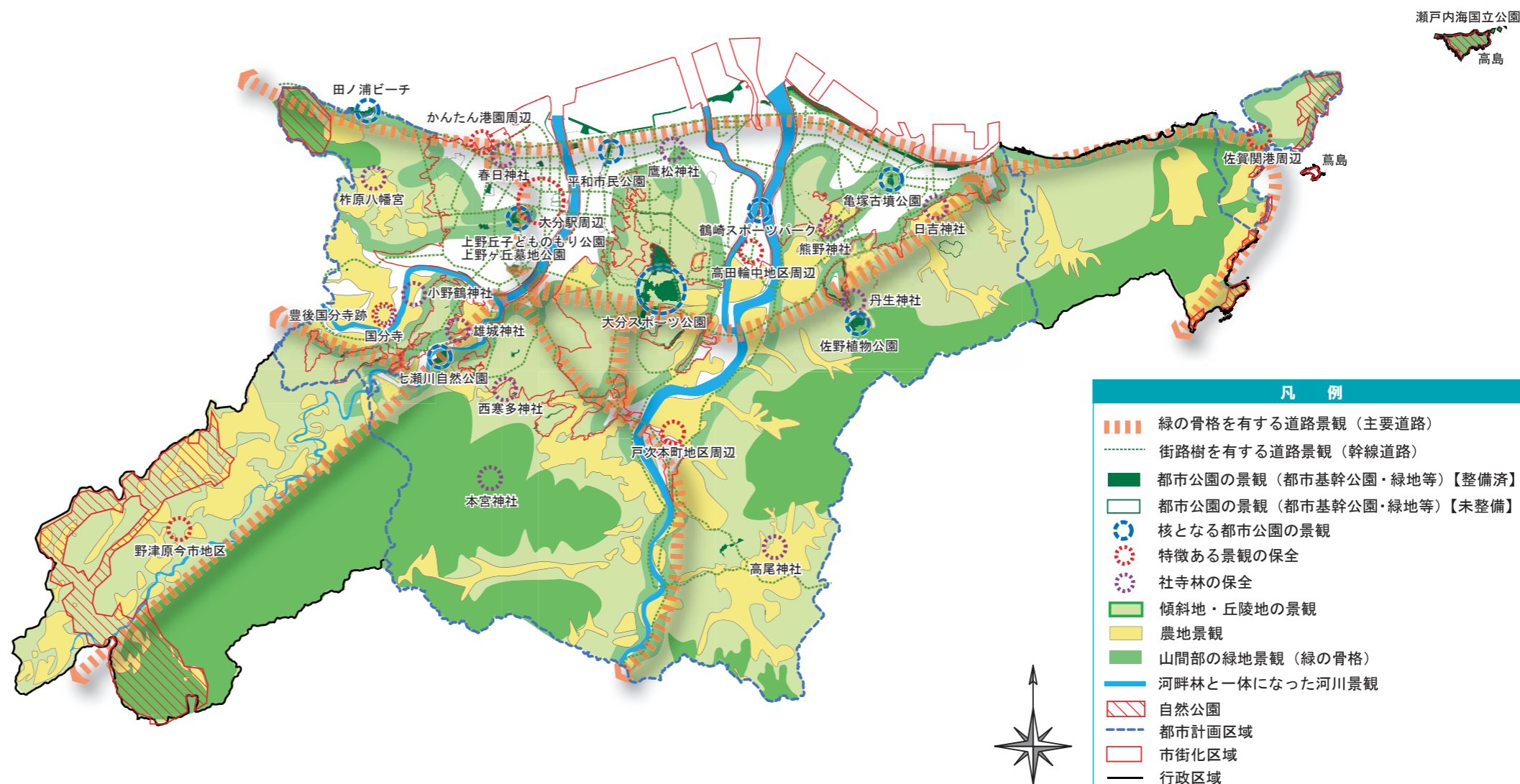
○山間部の緑地の保全

市を囲むようにして連なる山間部の緑は、大分市における重要な緑の軸のひとつです。これら山間部の自然景観の保全に努めます。

④河川、ため池など

○河川、ため池などにおける緑地の保全

大野川、大分川をはじめとする河川やため池などは、大分らしい風景のひとつとなっています。河川沿いやため池周辺の緑地を保全し、緑あふれる豊かな水辺景観をつくります。



(2)総合的な緑の配置方針

総合的な緑の配置方針は、次の4つの配置方針にもとづいて、方針を定めます。

○緑の4つの役割における緑の配置方針

- 1) 環境保全の役割における配置方針（58ページ）
- 2) レクリエーションの役割における配置方針（60ページ）
- 3) 防災の役割における配置方針（61ページ）
- 4) 景観形成の役割における配置方針（62ページ）

総合的な緑の配置方針では、次のようなゾーンに区分し、今後の市の様々な施策や事業を進めていくための基本となります。

○緑地保全ゾーン

市の骨格となる緑地の中で、特に優れた自然環境として、保全を図っていくゾーンです。

○農地保全ゾーン

ふるさとの景観や防災など重要な緑の役割を持つ農地の保全を図っていくゾーンです。

○共生ゾーン

まちづくりに際しては、自然環境の保全を基本とし、苗木植栽などにより自然の再生を図るなどして、自然と人との共生を図っていくゾーンです。

○緑化推進ゾーン

既成市街地や住宅団地において、市民、NPO、事業者、行政が協力しながら、地区の個性を活かしたまちの緑化を進めていくゾーンです。

1) 軸となる緑地の配置

①高崎山、霊山、九六位山などの貴重な動植物の生息地となっている緑地については、優先的に保全を図ります。また、周辺の緑地についても保全を図り、都市の骨格となる緑豊かな環境を維持します。

森林公園など自然環境を活かしたレクリエーション施設の整備もあわせて行います。

②市街地周辺の丘陵地における住宅団地などでは、傾斜地の緑の保全を図り、良好な景観を維持します。

③大野川、大分川をはじめとする河川的环境を保全するとともに、堤防及び川沿いの緑化、河畔林の整備による水害防止に努めます。

河川敷については、関係機関と協力しながら、親水性のあるレクリエーションの場として整備を図ります。

④良好な農地景観の保全、水害発生時における遊水機能を確保するため、郊外部の大規模河川周辺に広がる農地の保全に努めます。

2) 重要な緑地の配置

①市街地周辺の丘陵地のまとまった緑について保全や共生を図り、地区における身近な緑として維持します。また、市街地に点在する里山や社寺林の保全を図ります。

②多様な生物の生息・生育環境となっている緑地を拠点地区、中核地区に位置づけ、保全します。

③市民、NPO、事業者、行政が一体となった緑化により、ヒートアイランド現象の緩和や、花と緑で彩られた美しい市街地を創ります。

3) 緑のネットワークの形成

①主要幹線道路における街路樹の整備や大野川、大分川といった河川における河畔林や緑道などの整備を関係機関と協力しながら行い、山地、丘陵地、市街地を結ぶ緑のネットワークを創ります。また、緑のネットワークを形成する緑地の配置により、火災発生時における延焼の防止を図ります。

②生物多様性を確保するため、多様な生物の生息・生育環境の保全を図り、エコロジカルネットワークを形成します。

4) 公園などの総合的な配置

①地域毎の人口・公園の整備状況などをふまえ、現在の公園の配置や内容などについて、市全体で総合的な見直しを行います。

②公園が少ない地区については、都市公園等の整備を検討します。また、既存公園については、公園施設の更新や配置換え等を行い、魅力の向上を図ります。

③特色ある拠点となる公園・緑地を整備し、大分スポーツ公園を中心としてバランスのよい公園の配置を行います。

総合的な緑の配置方針図

緑化重点地区

大分駅周辺を緑化重点地区に位置づけ、公共の緑の整備や民間の緑化推進など、特に重点的に緑化を図っていきます。



既成市街地や住宅団地において、市民、NPO、事業者、行政が、協力しながら、地区の個性を活かした、まちの緑化を進めていくゾーンです。

緑化推進ゾーン



まちづくりに際しては、自然環境の保全を基本とし、苗木植栽などにより、自然の再生を図るなどして、自然と人との共生を図っていくゾーンです。

共生ゾーン



農地保全ゾーン

ふるさとの景観や防災など、重要な緑の役割を持つ、農地の保全を図っていくゾーンです。



エコロジカルネットワーク…野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等)がつながる生態系のネットワークです。動植物種の円滑な移動を確保し、市街地に動植物を誘導していくことができます。

緑地保全ゾーン

市の骨格となる緑地の中で、特に優れた自然環境として、保全を図っていくゾーンです。



凡例	
	自然公園
	緑地保全ゾーン
	郷土の緑保全地区
	農地保全ゾーン
	河川
	共生ゾーン
	緑化推進ゾーン(住宅団地)
	緑化推進ゾーン(既成市街地)
	緑化重点地区
	都市公園【整備済】(都市基幹公園・緑地等)
	都市公園【未整備】(都市基幹公園・緑地等)
	地区の核となる公園
	エコロジカルネットワークの拠点地区・主な中核地区
	山間部、中山間部における森林公園等
	街路樹などの整備・充実
	河川沿いの緑化及び緑地保全
	都市計画区域
	市街化区域
	行政区域

3

緑の施策

4つの基本方針((1)緑を守り、次代に残す(2)緑をつくり、増やす(3)緑を活用する(4)みんなで考え、行動する)に基づき、基本施策、個別施策を定めます。

基本方針に基づく施策	基本施策	個別施策	施策の内容
(1) 緑を守り、次代に残すための施策(67ページ)	1) 地域制緑地の保全(68ページ)	①森林の保全(68ページ)	特別緑地保全地区、郷土の緑保全地区などの指定検討
		②斜面地等の緑の保全(68ページ)	市街地外縁部等の緑の連続性の確保、エコロジカルネットワークの形成
		③農地の保全(68ページ)	農業振興地域整備計画に基づく農地の確保、市民農園や体験農園などへの有効利用
(2) 緑をつくり、増やすための施策(70ページ)	2) 公共施設緑地の保全(69ページ)	④河川やため池などの保全(68ページ)	河川区域の維持、自然に近い形で整備
		⑤沿岸域の緑の保全(69ページ)	瀬戸内海国立公園、日豊海岸国立公園などをはじめとした沿岸域の自然的海岸や山地の緑の保全
		⑥宅地開発等の適正な誘導による緑の保全(69ページ)	宅地開発の適正な規制・誘導、開発許可基準の見直し検討
(3) 緑を活用するための施策(77ページ)	3) 民間施設緑地の保全(69ページ)	⑦保存樹木、保存樹林の指定による保全(69ページ)	大分市名木保存条例に基づく保存、景観法に基づく景観重要樹木の指定検討
		①都市公園、公共施設緑地の維持・保全(69ページ)	都市公園、官公庁施設、街路樹など公共施設緑地の維持・保全
		②社寺林等の維持と周辺緑地の保全(69ページ)	社寺林やその他周辺の良好な緑の維持・保全
(4) みんなで考え、行動するための施策(79ページ)	1) 施設緑地の整備(71ページ)	②その他民間施設緑地の保全(69ページ)	民有地の緑については、土地所有者等の協力を得ながら適切な保全を図る
		①都市公園等の整備推進(71ページ)	身近な公園の整備、核となる公園の整備、都市公園の計画見直し、立体都市公園制度、借地公園制度の活用、災害に強いまちづくりのための公園整備、人にやさしい公園づくり、地域の自然環境に配慮した公園づくり、住民との協働による公園づくり等
		②市民農園や体験農園などの開設支援(73ページ)	市民農園、体験農園などの開設支援
(1) 緑を守り、次代に残すための施策(67ページ)	2) 公共施設緑地の保全(69ページ)	③市民緑地の整備(73ページ)	市民緑地の整備
		④自然環境を活かした公園等の適切な管理と整備拡充(73ページ)	高崎山自然動物園、九六位森林公園、河原内川河川プール、高島キャンプ場など自然環境を活かした施設の維持、整備拡充の検討
		⑤河川敷を利用したレクリエーション施設の整備(73ページ)	水辺の楽校等の整備、遊歩道・サイクリングロード等の整備・拡充
(2) 緑をつくり、増やすための施策(70ページ)	3) 民有地の緑化(75ページ)	⑥河川敷を利用したレクリエーション施設の整備(73ページ)	緑被率の確保(街区公園、運動公園は30%以上、近隣、地区、総合、広域公園等は50%以上)
		①都市公園の緑化(74ページ)	法面緑化、街路樹の整備等
		②道路の緑化(74ページ)	堤防、広場の緑化、テーマ性のある河畔林の整備、自然学習の場の創出
(3) 緑を活用するための施策(77ページ)	4) 効果の高い緑化の推進(76ページ)	③河川の緑化(74ページ)	平均緑被率を15%以上(将来20%以上)確保に向けた緑化推進、学校花いっぱい運動
		④教育施設の緑化(75ページ)	平均緑被率を20%以上確保に向けた緑化推進
		⑤その他の公共施設緑化(75ページ)	
(4) みんなで考え、行動するための施策(79ページ)	5) 緑のネットワークの形成(76ページ)	⑥緑の再生による自然の森づくり(75ページ)	敷地の緑化、屋上緑化、壁面緑化等
		⑦緑地協定の締結の推進(75ページ)	緑の再生、自然の森づくり
		⑧緑化地域等の指定による市街地の緑化推進(75ページ)	緑地協定の締結推進
(1) 緑の適切な維持管理と活用(77ページ)	1) 市民参加と維持管理体制の整備(80ページ)	⑧市が行っている主な緑化推進のための施策(76ページ)	緑化地域の指定検討
		①計画的・効率的な緑の維持管理(77ページ)	フラワーボット里親事業、苗木配布事業、みんなの森づくり事業等
		②植栽の適切な維持管理(77ページ)	緑の見え方、植栽配置の工夫
(2) 都市公園等の有効活用と維持管理(78ページ)	2) 緑の普及・啓発活動の推進(80ページ)	③生物多様性の確保(77ページ)	遊歩道、サイクリングロードの整備、道路・河川の緑化推進による風の道の形成、エコロジカルネットワークの形成
		④緑の活用(78ページ)	計画的、効率的な維持管理の実施
		⑤防災性の確保(78ページ)	街路樹、公共施設緑地の緑の適切な維持管理
(3) 緑を活用するための施策(77ページ)	1) 市民参加と維持管理体制の整備(80ページ)	⑥緑の再生による自然の森づくり(75ページ)	郷土の緑保全地区の指定等、里地里山の保全、河川や海岸における生物の生息環境の保全、有害鳥獣対策、植栽における在来種の使用等
		⑦緑地協定の締結の推進(75ページ)	森林セラピーなど、緑の魅力や効果を活かした事業への取り組み
		⑧緑化地域等の指定による市街地の緑化推進(75ページ)	緑のもつ防災機能の維持・活用等
(4) みんなで考え、行動するための施策(79ページ)	2) 緑の普及・啓発活動の推進(80ページ)	⑨市が行っている主な緑化推進のための施策(76ページ)	公園施設の更新や配置換え、公園の機能や配置の再編等
		①計画的・効率的な緑の維持管理(77ページ)	住民・NPO法人・指定管理者等との協働による公園維持管理の推進、公募設置管理制度(Park-PFI)の活用等
		②植栽の適切な維持管理(77ページ)	公園施設の適切な維持管理、バリアフリー化、植栽の適切な維持管理、公園利用案内等の情報発信等
(1) 市民参加と維持管理体制の整備(80ページ)	1) 市民参加と維持管理体制の整備(80ページ)	③生物多様性の確保(77ページ)	活動への支援、情報提供
		④緑の活用(78ページ)	緑地保全・緑化推進法人の指定検討
		⑤防災性の確保(78ページ)	市民との協働による緑の維持管理
(2) 都市公園等の有効活用と維持管理(78ページ)	2) 緑の普及・啓発活動の推進(80ページ)	⑥緑の再生による自然の森づくり(75ページ)	大分市緑の基金条例の維持・拡充
		⑦緑地協定の締結の推進(75ページ)	緑の政策審議会の活用
		⑧緑化地域等の指定による市街地の緑化推進(75ページ)	民間の緑化活動に対する支援体制の強化
(3) 緑を活用するための施策(77ページ)	1) 市民参加と維持管理体制の整備(80ページ)	⑨市が行っている主な緑化推進のための施策(76ページ)	国、県、他市町村との連携、行政内の体制強化
		①計画的・効率的な緑の維持管理(77ページ)	緑の相談窓口の開設・強化
		②植栽の適切な維持管理(77ページ)	緑の教室の開設、リーダーの養成検討、みんなの森づくり事業の推進
(4) みんなで考え、行動するための施策(79ページ)	2) 緑の普及・啓発活動の推進(80ページ)	③生物多様性の確保(77ページ)	環境教育の充実
		④緑の活用(78ページ)	ボランティア団体の育成
		⑤防災性の確保(78ページ)	緑のリサイクル体制の整備
(1) 市民参加と維持管理体制の整備(80ページ)	1) 市民参加と維持管理体制の整備(80ページ)	⑥緑の再生による自然の森づくり(75ページ)	木や花を通じた他市町村との交流
		⑦緑地協定の締結の推進(75ページ)	おおいた人とみどりふれあいいち、大分市子ども会みどりの少年活動班大会等
		⑧緑化地域等の指定による市街地の緑化推進(75ページ)	緑のハンドブック作成検討、緑に関する情報の発信
(2) 都市公園等の有効活用と維持管理(78ページ)	2) 緑の普及・啓発活動の推進(80ページ)	⑨市が行っている主な緑化推進のための施策(76ページ)	生物調査、情報発信
		①計画的・効率的な緑の維持管理(77ページ)	
		②植栽の適切な維持管理(77ページ)	

(1) 緑を守り、次代に残すための施策

本市の多くの緑を構成し、多くの生物の生息・生育環境となっている森林や、市街地との境界をなす斜面地、丘陵地の緑、古くから伝え残されている社寺林や保存樹林を様々な制度等の活用によって大切に守り次代へと伝えていきます。

基本方針	基本施策	個別施策
① 緑を守り、次代に残す	1) 地域制緑地の保全	① 森林の保全
		② 斜面地等の緑の保全
		③ 農地の保全
		④ 河川やため池などの保全
		⑤ 沿岸域の緑の保全
		⑥ 宅地開発等の適正な誘導による緑の保全
		⑦ 保存樹木、保存樹林の指定による保全
	2) 公共施設緑地の保全	① 都市公園、公共公益施設緑地の維持・保全
	3) 民間施設緑地の保全	① 社寺林等の維持と周辺緑地の保全
		② その他民間施設緑地の保全

1) 地域制緑地の保全

緑の骨格となる森林、市街地内の樹林地、農地などの緑の特性に応じた保全策を講じ、保全を図っていきます。

①森林の保全

市域南部一帯に広がる森林や高崎山、佐賀関半島などのまとまりのある森林の保全に努めます。

里山などを形成する市街地周辺の丘陵地などにおいては、緑と調和した土地利用を図ります。また、多様な生物の生息・生育環境を保全するため、貴重あるいは重要な植生や生態系が残る区域については、「特別緑地保全地区」、「郷土の緑保全地区」などの指定を検討します。

森林の中などで大規模な事業や道路整備等が行われる場合は、十分な環境アセスメントを実施することはもとより、事業の計画段階から環境保全措置（ミティゲーション）の概念を導入した保全策を図るよう誘導します。



天面山の森林

②斜面地等の緑の保全

丘陵地斜面の緑など市街地外縁部や、緑の拠点地区、中核地区をつなぐ緑について保全を図り、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

市街地に残る小規模な森林も保全を図ります。



斜面地の緑

③農地の保全

農地の総合的な利用について定めた農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保に努めます。

地域農業の担い手への農地集積による効率的利用を推進し、遊休農地の発生防止と解消を図るとともに、農地を維持するための集落ぐるみの取組を支援します。

また、遊休農地に関する情報を収集し、市民農園や体験農園などへの有効活用を促します。

都市農業基本法に基づく施策等を活用し、市街地内の営農の継続を通じて緑地機能を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。

市街化区域内の農地は、防災や良好な景観の形成など多様な機能が発揮されるよう、有効活用及び適正な保全を図ります。

住宅と農地が混在し、両者が調和した良好な居住環境と営農環境を形成している地域については、多様な制度を活用し、保全を図ります。



戸次地区の農地

④河川やため池などの保全

河川区域の維持を図るとともに、河川等の改修の際には、治水・利水機能に加え、瀬や淵、護岸をできるだけ自然に近い形で整備することで、多様な生物の生息・生育環境や河川景観などの保全に努めます。



寒田川の緑

⑤沿岸域の緑の保全

瀬戸内海国立公園の高崎山や高島、日豊海岸国定公園に指定されている佐賀関半島沿岸のリアス式海岸をはじめとする、沿岸域の自然的海岸や山地の緑について、関係機関と協力しながら緑の保全に努めます。

⑥宅地開発等の適正な誘導による緑の保全

宅地開発等においては、適正な規制・誘導を図り緑の保全に努めます。

開発行為において、公園等の設置が義務づけられる開発行為面積などについて、開発許可基準の見直しを検討します。

⑦保存樹木、保存樹林の指定による保全

優良な樹木・樹林については「大分市名木保存条例」に基づき、新たな指定を行い、その保存を図ります。

景観的に優れた、または地域のシンボルとなっている樹木については、景観法に基づく景観重要樹木の指定による保全を検討します。



坂ノ市神社のクスノキ

2) 公共施設緑地の保全

①都市公園、公共公益施設緑地の維持・保全

都市公園、官公庁施設、街路樹など公共公益施設の緑地について積極的な維持・保全を図ります。

河川敷の運動場等については、河川管理者と協議して、今後も維持・保全を図ります。

緩衝緑地は、人々の快適な住環境の保全、多様な生物の生育・生息環境を保全するために重要な緑地となっているため、今後もその維持に努めます。



舞子浜緑地

3) 民間施設緑地の保全

①社寺林等の維持と周辺緑地の保全

社寺仏閣やその他歴史資源と一体になった社寺林やその周辺の良い緑について維持・保全を図ります。

②その他民間施設緑地の保全

貴重な緑地や防災、景観形成等の役割のある民有地の緑地については、市民緑地の指定など、土地所有者等の協力を得ながら適切な保全を図ります。

また、まとまった規模の緑地を有する大規模工場や私立高校、私立大学など教育施設の緑地の維持を促進します。

なお、貴重な緑地等に対して、特に保全に緊急性を要する場合は「特別緑地保全地区」の指定等を検討していきます。



国分寺の森



大規模工場の緩衝緑地

(2) 緑をつくり、増やすための施策

市街地や、その周辺の緑の少ないところについて、積極的に緑化を行います。

また、地域の特性にあわせ緑の拠点づくりを行うとともに、施設緑地の整備、公共公益施設の緑化、民有地の緑化を進め、都市環境の向上を図ります。

道路、河川など軸的な施設の緑化による緑のネットワークの形成を行います。

基本方針	基本施策	個別施策
(2) 緑をつくり、増やす	1) 施設緑地の整備	① 都市公園等の整備推進
		② 市民農園や体験農園などの開設支援
		③ 市民緑地の整備
		④ 自然環境を活かした公園等の適切な管理と整備拡充
		⑤ 河川敷を利用したレクリエーション施設の整備
	2) 公共公益施設の緑化	① 都市公園の緑化
		② 道路の緑化
		③ 河川の緑化
		④ 教育施設の緑化
		⑤ その他の公共公益施設の緑化
	3) 民有地の緑化	① 住宅地の緑化
		② 商業・業務地の緑化
		③ 工業地の緑化
		④ 駐車場・駐輪場の緑化
		⑤ 緑の再生による自然の森づくり
		⑥ 緑地協定の締結の推進
		⑦ 緑化地域等の指定による市街地の緑化推進
		⑧ 市が行っている主な緑化推進のための施策
	4) 効果の高い緑化の推進	
	5) 緑のネットワークの形成	

1) 施設緑地の整備

①都市公園等の整備推進

未整備の公園や既存の公園などでは、地域の特徴を活かした誰もが使いやすい公園を重点に考え、様々な施策を行うことで、市全体の都市公園等の整備の推進を行います。

ア) 身近な公園の整備

子どもの遊び場、地域のコミュニケーションの場や、災害時の避難場所となる街区公園、近隣公園、地区公園などの身近な公園の整備促進を図ります。

ただし、開発行為において、公園等の設置が義務づけられる開発行為面積などについて、開発許可基準の見直しを検討します。



ふないアクアパーク



若草公園

イ) 地区の核となる公園の整備

大分市では、大分スポーツ公園の建設が進み、市の中心的な公園としての役割を担うようになってきています。

核となる公園は、総合公園規模の十分なスペースを確保するとともに、自然の動植物保護や防災、自然景観の保全など多くの役割を持つものとします。

整備にあたっては、市民が1日、ゆっくりと楽しむことができる公園を基本として、各地区ごとに特色と魅力をもった公園の整備を進めます。



大分スポーツ公園



佐野植物公園

地区の核となる公園一覧

地区名	公園名称	公園種別	計画決定面積(ha)	整備テーマ	整備状況
市全体	大分スポーツ公園	広域	255.0	スポーツとのふれあい	一部整備済
大分・明野	上野丘子どものもり公園・上野ヶ丘墓地公園	総合・墓地	25.8	文化とのふれあい	一部整備済
	田ノ浦ビーチ	総合	20.4	海の自然とのふれあい	整備済
	平和市民公園	総合	17.2	文化とのふれあい	整備済
鶴崎	鶴崎スポーツパーク	総合	11.0	水辺空間とのふれあい	一部整備済
植田	七瀬川自然公園	総合	—	水辺空間とのふれあい	整備済
大在・坂ノ市	亀塚古墳公園	風致	13.9	歴史とのふれあい	文化財として一部整備済
	佐野植物公園	植物	21.6	植物とのふれあい	整備済

核となる公園の配置図



ウ) 都市公園の計画見直し

地域毎の人口・公園の整備状況などをふまえ、現在の都市公園の配置や内容などについて、市全体で総合的に見直しを行います。

エ) 土地の有効活用による都市公園等の整備（立体都市公園制度・借地公園制度）

公園用地の確保が困難な地区においては、駐車場、公共公益施設等の上部空間を利用する立体都市公園制度の活用により都市公園等の整備を検討します。

また、必要に応じて借地公園制度等を活用した都市公園等の整備について検討します。

オ) 災害に強いまちづくりのための公園整備

災害に強いまちづくりのために延焼遮断帯、耐震性貯水槽や災害用トイレなどの防災機能をもった公園整備を進めます。

カ) 人にやさしい公園づくり

誰もが気軽に楽しむことができるようバリアフリーや防犯面に配慮した公園を整備します。

キ) 地域の自然環境に配慮した公園づくり

地域の環境に適した樹木の植栽、自然環境や生態系などに配慮した公園づくりを検討します。

エコロジカルネットワークの拠点地区や中核地区となる公園は、生物の生息・生育環境に配慮した公園づくりを検討します。

ク) 住民との協働による公園づくり

公園を新たに整備する際にはワークショップなどにより、住民と協働した公園づくりを行います。

ケ) 緑地の整備

景観形成、災害の防止、自然環境の維持など、重要な機能を有する緑地の整備を行います。

②市民農園や体験農園などの開設支援

野菜や花の栽培体験を通してレクリエーションや生きがいづくりのため、また、農業・農村への理解を深めるため、農業を体験・学習できる場として市民農園や体験農園などの開設を支援します。

③市民緑地の整備

公園整備の計画がない地域については、地域住民などと協働で維持管理を行う市民緑地の整備を推進します。

④自然環境を活かした公園等の適切な管理と整備拡充

高崎山自然動物園、九六位山森林公園、河原内川河川プール、高島キャンプ場など、自然環境を活かしたレクリエーション施設の適切な維持に努めるとともに、利用者の動向や需要を踏まえながら、関連機関と調整を図り、自然的レクリエーション施設の整備拡充について検討を図ります。



河原内川河川プール

⑤河川敷を利用したレクリエーション施設の整備

河川敷を利用し、子ども達が自然体験や学習を行える場所（水辺の楽校^{がっこう}等）など、水辺と親しめるレクリエーション施設の整備に努めます。

河川整備にあたっては親水護岸の採用に努めるほか、堤防、河川敷を活用した遊歩道、サイクリングコースなどを関係機関と協力しながら整備に努めます。

元町の旧万寿寺地区周辺を歴史・文化・自然を活かした市民の活動拠点と位置づけ、歴史的環境を表現する場として、関係機関と協力しながら河川敷の緑化整備を図ります。



大野川サイクリングコース

2) 公共公益施設の緑化

①都市公園の緑化

現在の都市公園の緑被率は、街区公園と運動公園全体で平均が29.1%、近隣公園や地区公園、総合公園、広域公園などで平均が65.6%となっています。これらの中には、平均を大幅に下回る公園もあるため、各公園において、街区公園と運動公園については30%以上、近隣公園や地区公園、総合公園、広域公園、墓園などでは50%以上の緑被率を目標に緑化の推進を行います。

植栽にあたっては、利用者の憩いとやすらぎの場となり、親しみの持てるようなシンボルツリー、特徴的な花木や、地域の環境に適した樹木、緑陰効果の高い樹木などを取り入れるとともに、生物多様性に配慮した緑化を行います。

また、公園ごとのコンセプト、役割や地域の特性等を考慮するとともに、防犯・防災面にも配慮した緑化を行います。

小川や池などの水辺は、鳥や小魚、昆虫などの小動物の生息の場となり、また、気温を下げたり、人の心を和らげる役割もあります。このような公園の中の水辺についても、それぞれの公園の利用状況などをふまえ、緑化を推進していきます。

②道路の緑化

主な道路に関して、緑陰効果のある街路樹の整備や、草花の植栽などの緑化を行い、緑のネットワークをつくっていきます。

道路整備にあたって法面が生ずる場合には、関係機関との協力のもと、法面緑化を積極的に行います。

街路樹を配置するにあたっては、「大分市街路樹景観整備計画」に基づき、国、県、関係団体などと連携して、魅力的な街路樹整備について検討します。



法面緑化

③河川の緑化

堤防や広場として利用されている場所の緑化を図ります。また、それぞれの場所の利用状況や周辺環境をふまえて、地区や地域ごとに樹種などのテーマを設けた魅力的な河畔林などの整備について関係機関と協力しながら検討します。

地域住民や関係機関とともに水害防止や被害軽減を目的とした樹林帯を保全し、安心して暮らせる河川周辺の環境の形成を促進します。

河川敷を活用したビオトープづくりなど、関係機関との協力により自然学習の場の創出や、市民の憩いの場・コミュニティの場等の形成を促進します。



乙津川河川敷

④教育施設の緑化

大分市教育委員会が管理する教育施設については、緑化手法の工夫などにより、平均緑被率が15%以上（中間年次12%以上）となることを目標に緑化の推進を行います。ただし、将来的には20%以上を目指します。

また、学校花いっぱい運動等により、緑化を推進します。

⑤その他の公共公益施設の緑化

市役所、公民館、処理場など市の公共公益施設については、今後も緑化手法の工夫などにより、平均の緑被率が20%以上となることを目標に緑化の推進を行います。

3) 民有地の緑化

①住宅地の緑化

緑の少ない既成市街地や住宅団地を緑化推進ゾーンとして、木や花を植えたり生垣を推奨するなど、住宅地での緑化の推進、緑と街並との景観維持を図ります。

②商業・業務地の緑化

商業・業務地においては、屋上緑化や壁面緑化などを推奨し、緑化の推進を図ります。

③工業地の緑化

工業地内の緑の維持に努めるとともに、敷地周辺の緑化や、建物壁面の緑化、屋上緑化など、適切な緑化の推進を図ります。

④駐車場・駐輪場の緑化

緑陰づくりなどに配慮した駐車場・駐輪場の敷地の緑化、建物壁面の緑化などの推進を図ります。

⑤緑の再生による自然の森づくり

裸地、遊休地などで緑を再生し、自然の森づくりを進めていきます。

⑥緑地協定の締結の推進

民有地での緑地協定の締結を推進し、大分市全体での緑化の推進を図ります。

⑦緑化地域等の指定による市街地の緑化推進

市街地では未利用地が少なく、都市公園等の公的な空間における緑の確保には限界があることから、一定規模以上の敷地の建築物の新築・増築を対象に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域の指定について検討するなど、積極的に市街地の緑化を推進していきます。



緑のカーテン(大在西小学校)



大分県庁舎の屋上緑化



かんたん港園の駐車場緑化



緑地協定を結んだ団地

⑧市が行っている主な緑化推進のための施策

民有地の緑化の推進については、次の施策を進めていきます。

■フラワーポット里親事業

市民参加による緑化の推進、官民協働による緑豊かなまちづくりを実現することを目的とした事業で、市から花苗を配布し、植付け、水やり、管理は里親となった市民が行うもの

■苗木配布事業

緑の募金事業を活用し購入した苗木をイベント等で無料配布するもの

■みんなの森づくり事業

緑の大切さ、楽しさを普及、啓発するとともに、市民、NPO、事業者と協働で森づくりを行う事業

■緑のカーテン推進事業

節電や温室効果ガス排出量の削減、また環境教育の一環として緑のカーテン運動に取り組む事業

■地区育苗センター

「地区育苗センター」で地域で必要な花苗を育苗し、美しい生活環境を目指す市民参加の「花いっぱい運動」を推進する事業

4) 効果の高い緑化の推進

緑には、環境保全や、防災機能など物理的な効果のほか、人々にやすらぎをもたらすなど、快適性を高める心理的效果などもあります。このことから、緑地率や緑被率の向上を図るだけでなく、街路樹、生垣、壁面緑化など、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、より効果の高い緑化を推進していきます。

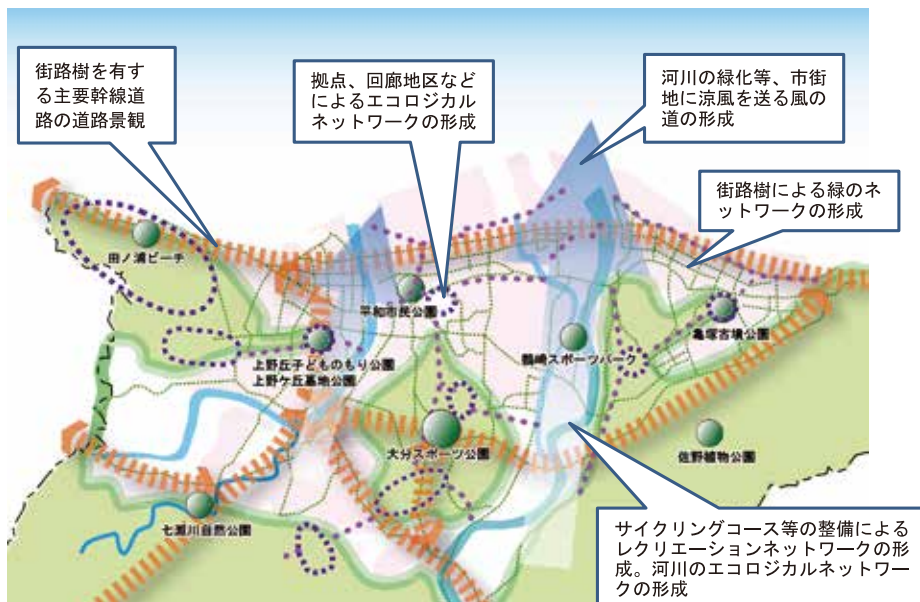
また、ヒートアイランド現象の緩和や快適な生活環境をつくるため、道路、公園などを中心に、投影面積の大きな樹種や、植栽の配置の工夫をすることで、緑陰効果の高い緑化の推進を検討します。

5) 緑のネットワークの形成

都市計画道路を中心に、街路樹の整備や沿道の緑化をすすめ、都市公園や緑地、歴史資源等を結ぶ緑のネットワークや、大分川、大野川などの河川敷については、関係機関と協力し堤防緑化などを進めるとともに、遊歩道、サイクリングコースを整備し、快適な水辺空間を創り、また、生き物に配慮したエコロジカルネットワークを形成します。

これにより、大分川、大野川を中心に、山や海からの涼風を市街地に送り込む風の道をつくり、ヒートアイランド現象の緩和など緑を感じるまちづくりを進めていきます。

大分市における緑のネットワーク形成のイメージ



(3) 緑を活用するための施策

既存の緑は、適切に維持管理を行い、生物多様性、防災性を確保するなど、緑のもつ機能や魅力などを活用します。また、都市公園等は、適切な維持管理を行うとともに多様なニーズに対応した、誰もが利用しやすい魅力ある公園としていきます。

基本方針	基本施策	個別施策
(3) 緑を活用する	1) 緑の適切な維持管理と活用	①計画的・効率的な緑の維持管理
		②植栽の適切な維持管理
		③生物多様性の確保
		④緑の活用
		⑤防災性の確保
	2) 都市公園等の有効活用と維持管理	①公園等の特性に応じた魅力の向上
		②官民連携による公園の活性化
		③誰もが利用しやすい公園
		④民間活動への支援

1) 緑の適切な維持管理と活用

①計画的・効率的な緑の維持管理

緑の計画的、効率的な維持管理により、維持管理費の抑制を図ります。

②植栽の適切な維持管理

街路樹は、適切な維持管理によって、倒木・枝折れなどによる事故を未然に防止し、樹木の健全な育成を図ります。

公共公益施設の緑は、景観形成、安全性、多様な生物の生息・生育環境の保全、防犯性、維持管理費等に考慮して、適切に維持管理を行います。

③生物多様性の確保

郷土の緑保全地区の指定等により、貴重な動植物の生息生育環境の保全を推進します。

里地里山や森林を保全するため、適切な維持管理や木材利用を推進します。

河川や海岸では、希少魚類、貴重昆虫類、貴重貝類、希少植物の生息・生育環境の保全を図ります。

生態系などへの被害をもたらす恐れのあるイノシシ、シカ等は、有害鳥獣対策を推進します。また、外来種に関する調査や、生態系などへ深刻な被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の防除対策を行います。

新たな植栽を行う際、できるだけ在来種を用いるよう努めます。



大分スポーツ公園周辺の街路樹



郷土の緑保全地区(駄原地区)

④緑の活用

県内では唯一、森林セラピーロードの認定を受けている高崎山や霊山など9ヶ所の森林を活用した「森林セラピー魅力創出事業」など、緑の魅力や効果を活かした事業に取り組みます。

⑤防災性の確保

街路樹等を活かした避難路の確保等、緑のもつ防風、防火等の防災機能を維持、活用します。

河川沿いの樹林帯で、水害の防止や被害軽減を図ります。



森林セラピー（高崎山）

2) 都市公園等の有効活用と維持管理

①公園等の特性に応じた魅力の向上

既存公園については、地域の特徴を活かし、多様なニーズに対応して、公園施設の更新や配置換え等を行い、魅力の向上を図ります。

また、公園の機能や配置の再編等を行う場合は、子育て支援や高齢化対策等、社会情勢や地域のニーズに対応した公園づくりに努め、魅力の向上を図ります。



七瀬川自然公園の健康遊具

②官民連携による公園の活性化

住民・NPO法人、指定管理者等との協働による都市公園等の維持管理を推進します。

公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の優れたアイデアやノウハウを活かした公園施設の整備・保全について検討します。

公園愛護会による公園等の維持管理を支援し、市と地域住民が協力するとともに、地域に密着した公園の維持管理を推進します。



都市公園における自治会管理の花壇
（西大分駅前緑地）

③誰もが利用しやすい公園

公園における事故を防止し安全性を確保するため、公園施設は適切に維持管理を行います。

公園施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画等に基づき、計画的、効率的な維持管理を行います。

既存の公園等について、出入口、園路、トイレなどの施設のバリアフリー化を推進します。

植栽は、景観形成、安全性、多様な生物の生息・生育環境の保全、防犯性、維持管理費等に考慮して、適切に維持管理を行います。

公園利用マナーや利用案内等について、公園の利用状況等をふまえ必要に応じ、多言語化表示やホームページによる情報発信を行います。



都市公園のバリアフリー化
（駄原総合運動公園のスロープ）

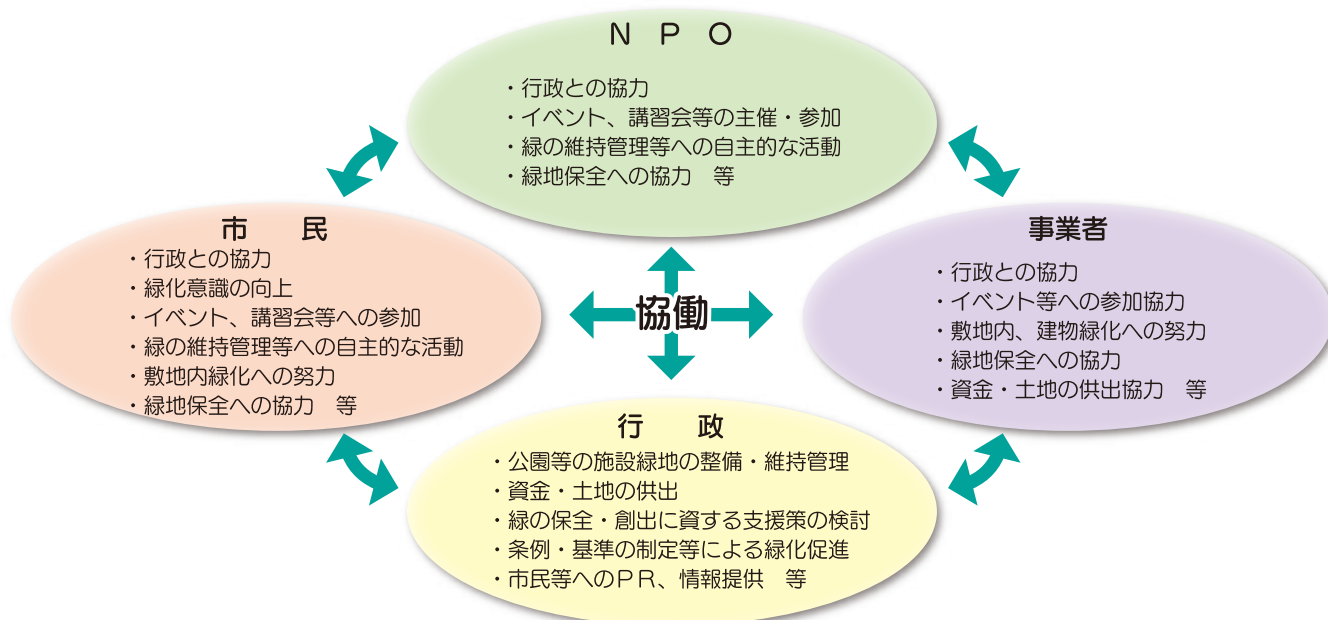
④民間活動への支援

公園で行われる民間の環境保全活動、環境教育等への支援、情報提供を行います。

(4) みんなで考え、行動するための施策

大分市では、緑に関するイベント、PR等を行い、市民、NPO、事業者、行政が一体となって緑の保全、緑化推進に取り組んでいきます。

みんなで考え、行動するための施策のイメージ図



基本方針	基本施策	個別施策
(4) みんなで考え、行動するための施策	1) 市民参加と維持管理体制の整備	① 緑地保全・緑化推進法人制度の活用
		② 法や市条例に基づく保全施策への協力
		③ 緑の基金条例制度の維持・拡充
		④ 緑の政策審議会の活用
		⑤ 市民、NPO、事業者との連携
		⑥ 緑に関する行政内の体制強化
	2) 緑の普及・啓発活動の推進	① 緑に関する専門家による緑の相談窓口の強化
		② 緑の教室等の開設
		③ 環境教育の実施
		④ 緑を活用する人材の育成
		⑤ 緑のリサイクルの推進
		⑥ 花と緑の交流の促進
		⑦ 各種イベント・運動・事業の開催
		⑧ 緑のハンドブック作成や広報活動の充実
⑨ 生物の生息・生育状況の情報発信		

1) 市民参加と維持管理体制の整備

①緑地保全・緑化推進法人制度の活用

緑地の保全や緑化の推進を図るため、特定非営利活動法人（NPO法人）、まちづくり会社などが、市民緑地の設置、管理、緑地の買入れ等に積極的に関与することができるよう、緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）の指定について検討していきます。

②法や市条例に基づく保全施策への協力

都市緑地法や大分市緑の保全及び創造に関する条例、大分市名木保存条例などにより指定された緑については、市民と協働で維持管理を行います。

③緑の基金条例制度の維持・拡充

緑に関する取り組みを、市民、NPO、事業者、行政が協力しながら経済的に支えていく大分市緑の基金制度の維持・拡充を行います。

④緑の政策審議会の活用

緑の保全や緑化の推進に関して、緑の政策審議会を活用し、施策や事業を推進します。

⑤市民、NPO、事業者との連携

緑の保全や緑化に関し、積極的に活動する市民やNPO、事業者などに対し、支援体制の強化を図ります。

緑の保全や公園、街路樹、河川などの維持管理にあたっては、公園愛護会など市民と協働で行います。河川に整備された河畔林は、市民と協働で保全します。また、河川敷を活用したビオトープづくりなどでは、川を守り育てる活動を支援します。

河川やため池については、親水性の向上を図りながら自然環境と調和したレクリエーション施設として再整備し、その保全を図るほか、市民との協働によってその有効活用方策について検討していきます。

⑥緑に関する行政内の体制強化

緑に関する計画や施策、事業を総合的に進めるために、国や県、他市町との連携を図るとともに、部局横断的なプロジェクトチーム等を活用するなど行政内の体制を整えます。

また、植栽計画等緑化に関する指導を、緑に関する担当部署において総合的に行います。

行政職員の専門的な技術と知識、パークマネジメント能力の向上を図るための研修等に参加します。

2) 緑の普及・啓発活動の推進

①緑に関する専門家による緑の相談窓口の強化

市民から寄せられる木や花など緑についてのさまざまな問い合わせに対し、専門家による相談窓口の開設・強化などを行います。

②緑の教室等の開設

自然とふれあう楽しさや緑の大切さを伝えていくために、子供からお年よりまで幅広く、緑や自然の専門家を交えた野外授業や観察会等を行う緑の教室を積極的に開設します。

また、緑化に関する地域活動を支援するため、技術的な緑化手法等の講習会を実施し、緑の専門家によるリーダーの養成について検討します。

市民やNPO、事業者とともに、大分の自然の森を育てる取り組みである「みんなの森づくり事業」を今後も引き続き推進します。

③環境教育の実施

小中学校及び義務教育学校において、環境の保全やより良い環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度等を育む環境教育の充実に努めます。

④緑を活用する人材の育成

緑の維持管理や緑化を行うボランティア団体を育成します。

⑤緑のリサイクルの推進

落ち葉や木の枝など、回収から再利用までの、緑のリサイクル体制を整えます。

また、廃木や伐採木などのリサイクル化を促進するため、チップ化、肥料化等による活用を推進します。

⑥花と緑の交流の促進

木や花を通じて、他の市町村との交流を深める花と緑の交流を促進します。

⑦各種イベント・運動・事業の開催

現在、次のような緑に関するイベント、事業があり、今後新たなイベントや事業の開催を含めて、内容の充実に努めていきます。

- ・おおいた人とみどりふれあいいち
- ・植木造園展
- ・大分市子ども会みどりの少年活動班大会
- ・森林浴や林業体験学習の実施
- ・「みどりの夢銀行」の開設
- ・環境保全活動等の取組への支援
- ・学校花いっぱい運動
- ・苗木配布事業
- ・みんなの森づくり事業
- ・市民植樹・育樹祭の開催
- ・フラワーポット里親制度



緑のカーテン(横瀬西小学校)



落ち葉プール



学校の木と友達になろう
(みんなの森づくり事業の教育学習活動)



おおいた人とみどりふれあいいち

⑧緑のハンドブック作成や広報活動の充実

大分市の名木や公園、レクリエーション施設、自然の観察場所や緑化手法などをまとめた緑のハンドブックの作成について検討します。

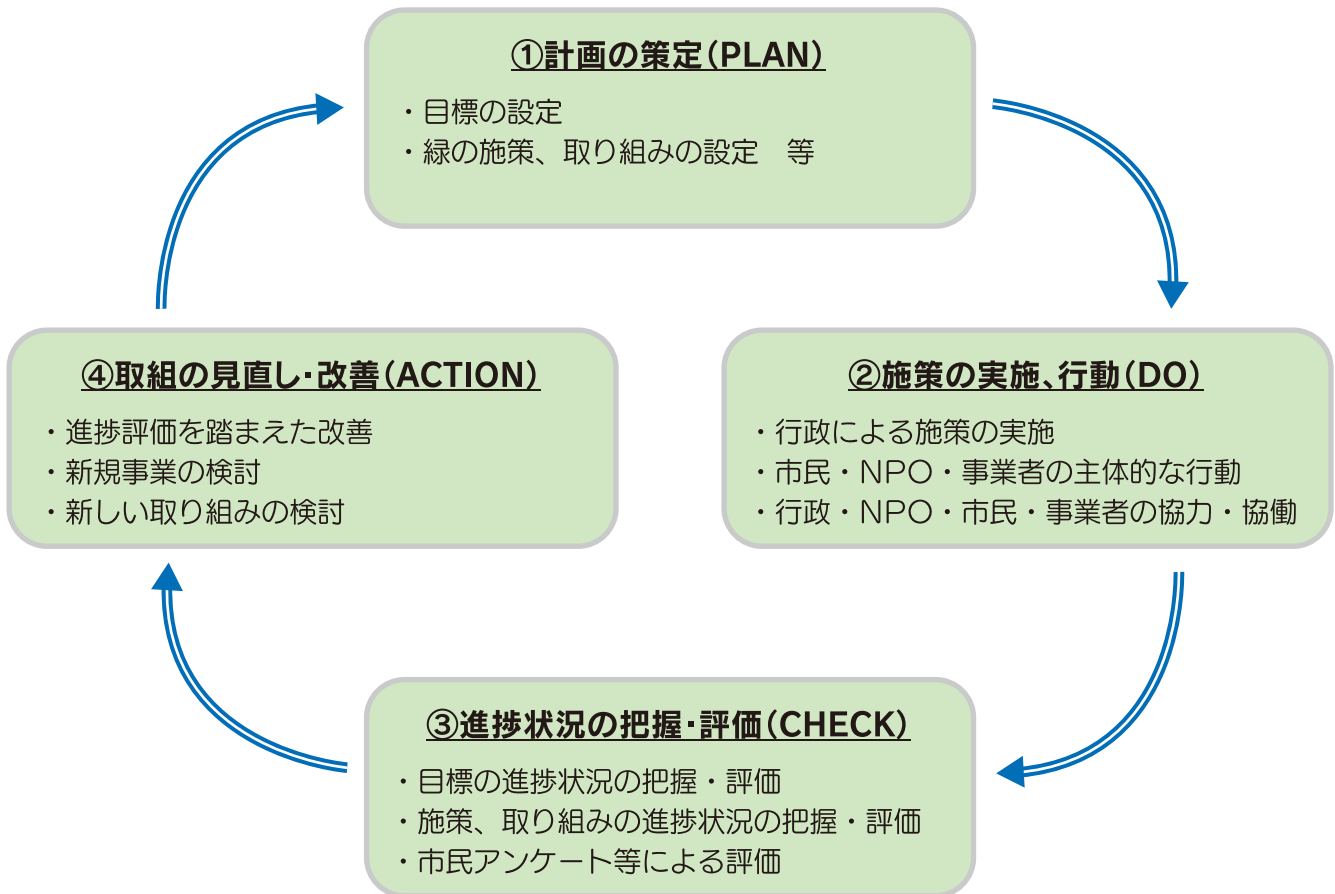
また、冊子、広報、ホームページなどを活用し、活動団体や緑に関する情報の発信を行います。

⑨生物の生息・生育状況の情報発信

多様な生物の生息・生育環境などの生物多様性の状況を把握するため、生物調査を継続的に実施するとともに、情報を発信します。

(5) 計画の進行管理

緑の適正な保全や緑化の推進などを確実に実施していくためには、計画を継続的、効果的に推進していくことが必要です。そこで、PDCAサイクルの考え方をういて、計画の進行管理を行います。



①計画の策定 (PLAN)

緑の適正な保全や緑化などを推進するため、目標や、緑の施策、取り組み等を設定します。

②施策の実施、行動 (DO)

行政は様々な施策を、市民・NPO・事業者は主体的な行動を、協力・協働して進めます。

③進捗状況の把握・評価 (CHECK)

目標や、緑の施策、その他取組の達成状況、進捗状況を把握するとともに、その結果に基づき、今後の目標達成見込みや問題点などについても検証を行い、計画の進捗状況を評価します。

④取組の見直し・改善 (ACTION)

計画の進捗状況や社会経済状況の変化に応じて、事業や取り組みを検討し、見直し・改善を図ります。